

仕 様 書

1 事業名

せとうちコンテンツプラットフォームを活用した情報発信事業

2 事業の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、瀬戸内を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県。以下「せとうち地域」という。）を活動エリアとしており、せとうちブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的としている。

機構のメインターゲットは欧米豪5か国（英・仏・独・米・豪の5か国。以下、「ターゲット市場」という。）の高付加価値旅行者層※1であり、ターゲットのニーズを踏まえたモデルルートとして「せとうち地域周遊ルート」※2を設定した。

本事業では、自社オウンドメディア※3を活用することで、「せとうち地域周遊ルート」に基づいたせとうちの魅力を伝えつつ、質の高い情報を発信することで「せとうち」への認知度・関心の向上、旅行意欲を喚起させ、せとうち地域における観光消費額の増大へ繋げていく。

※1 セグメントは Experienced Traveler 層（異文化好奇心を持つ旅慣れた知的旅行者。以下、「ET層」という。）及び Special Interest Traveler 層（特定の関心・趣味を目的とする旅行者。以下、「SIT層」という。）を想定する。

※2 「せとうち地域周遊ルート」とはターゲットのニーズを踏まえ、せとうちを大きく4つのゾーンに分けてモデルプランを設定し、機構が作成した23のモデルルートのことを指す。

（詳細は以下のURLに掲載。なお、「宿」「食」「周辺の観光コンテンツ」等の内容は参考情報とすること。）

【URL】 <https://www.setouchi.travel/en/setouchi-journeys/>

※3 活用するメディアは2022年度にローンチした「せとうちコンテンツプラットフォーム（以下「PF」という。）」とする。

【URL】 <https://www.setouchi.travel/en/>

3 実施期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）までの期間とする。

4 履行場所

一般社団法人せとうち観光推進機構

5 業務内容

各業務における具体的な内容はプロポーザルの提案対象とするため、強みや知見を活かした提案内容とすること。

なお、実際の業務実施に際しては、機構と協議の上、決定する。

(1) 新規記事の制作

ユーザーへの訴求性の高さが期待されることから、PFの多言語ページ(英語、仏語、独語)において、新規で記事を制作する。ただし、記事の内容は「せとうち地域周遊ルート」を意識した周遊性があるものを基本とし、少なくとも各県1回は取り上げることを。

なお、実施にあたっては以下の点について留意する。

- ① 原則として現地取材を基に制作すること。
- ② 機構のターゲット層のニーズやインサイトを意識した提案内容とすること。
- ③ SEOの観点や海外のトレンドを意識し、良い検索順位・表示に繋がると期待できる内容とすること。
- ④ ターゲット市場国出身で、日本在住の実績のあるライターを起用すること。
- ⑤ 各言語、母国語とするスタッフを参画させることで、ネイティブによるチェックができる体制を整備し、ユーザーにとって自然な表現とすること。
- ⑥ 記事の切り口や文字量はPFに既に掲載している内容を基準とすること。
(作成イメージ：<https://www.setouchi.travel/en/trip-ideas/>)
- ⑦ 取材・制作に発生するアポイントメントや掲載許諾などは、全て受託事業者の責任において実施すること。
- ⑧ 記事の校正については、引用元や参照元を明示し、日本語訳をつけて機構側へ提出すること。なお校正内容に関しては原則、受託事業者の責任とする。
- ⑨ 取材・制作に伴う交通費や宿泊費、通信費、パソコン・カメラなどの手配に係る経費は、全て当初契約金額に含む。
- ⑩ 制作した記事はPFのCMS(Content Management System)である「Contentful」へ格納し、掲載すること。
- ⑪ 取材や制作した内容は取材行程や活用ライターのプロフィール等も含めて、最終報告書に記載すること。

(2) 既存掲載記事のリライト

PFの多言語ページにおいて、既に掲載されている各言語の記事の内容を更新し、新規性のある記事として掲載する。

なお、実施にあたっては以下の点について留意する。

- ① 取材を原則としないが、制作にあたっては上記(1)同様、SEOの観点や海外トレンドを意識すること。
- ② リライトの候補選定に際しては、情報の鮮度やPV数などを考慮すること。
- ③ 本業務内容においても、上記(1)の留意事項を遵守すること。(ただし、取材を実施しない場合は取材に係る部分は除く。)

(3) 広告配信の実施

PFの多言語ページの流入促進を図るため、広告の配信を行う。

配信媒体などはプロポーザルの対象とし、後述する成果指標(アウトカム)の達成を実現するための効果的な配信効果に繋がるような提案内容とすること。

なお、実施にあたっては以下の点について留意する。

- ① 広告配信の対象は機構のターゲット層とする。
- ② 広告配信後、広告クリック率などの効果・実績を計測し、広告内容と併せて進

捗報告を行うとともに、最終報告書に記載すること。

(4) SEO 対策の実施

より良好な検索順位・表示等に繋がるよう、課題解決に向けた SEO 対策を講ずる。
なお、実施にあたっては以下の点について留意する。

- ① 実現にあたっては、ツール等を活用した調査・分析を実施することで、ボトルネックを抽出し、その内容を機構へ共有・報告すること。
なお、内容がシステムの改修・変更に係る場合は、PF のサイト保守・管理事業者とも協議を行いながら、実現可能性も含めて、最終的に実施可否を機構が決定する。
- ② SEO 対策を講じた結果、どのように改善されたか最終報告書に記載すること。
- ③ 今後の課題点等も含めて、最終報告書に記載すること。

6 その他留意事項

(1) 分析・定期報告

サイトのエンゲージメント向上のため、「Google Analytics」などのアプリケーションを活用しながら、情報の分析・把握できる体制を整備し、必要に応じて分析情報を適宜報告・共有すること。

なお、分析項目・報告時期などは機構と協議の上、最終的に決定する。

(2) 動作確認

- ① 成果物については、業務完了前にスマートフォン、タブレット及び PC による動作確認を行い、各デバイスに最適化された表示がされるよう確認すること。
- ② 動作確認等に必要な機器は請負事業者において準備し、テストが円滑に行えるよう環境を整備すること。
- ③ スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android 系端末等において動作確認を行うこと。

(3) サポート体制の整備

契約期間中において、WEB コンテンツの運用を円滑に実施するため、電話、電子メール等による受付窓口を有したサポート体制及び連絡体制を整備するとともに、障害時等において速やかな対応を可能とする体制を保持しておくこと。

(4) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。

(5) ユーザビリティ・アクセシビリティ対応について

ユーザビリティ・アクセシビリティを考慮すること。

(6) PF の CMS について

「Contentful」が採用されている点に考慮すること。

7 活動指標（アウトプット）、成果指標（アウトカム）

(1) 活動指標（アウトプット）

- ① 既存掲載記事のリライト本数：15 本（5 本×3 言語）以上
- ② 広告配信表示回数：40 万回以上

(2) 成果指標 (アウトカム)

PF 多言語ページの PV 数：前年度実績比 20%増

8 執行体制

上記業務が滞りなく着実に実施できる体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。

9 概算予算額

13,000,0000 円 (消費税および地方消費税を含む)

10 物品の所有権

受託事業者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い、残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については 機構の指示に従うこと。

11 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

12 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権 (著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 27 条及び第 28 条の権利を含む。) は、全て機構に帰属する。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 上記 (1) (2) (3) の規定は、「11 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

13 最終報告書の提出

- (1) 報告内容
「5 業務内容」の成果物をまとめたもの (A 4 判) 1 部、および電子データ
- (2) 提出場所
一般社団法人せとうち観光推進機構
- (3) 提出期限
令和 7 年 3 月 14 日 (金)

なお、最終報告書については提出期限の14日前には素案を機構に共有し、内容についての意見を求めること。加えて、履行期間の満了までに変更があった数値等は、当該報告書の提出期限後であってもその都度反映すること。

(4) 報告書の作成にあたっての留意点

分かりやすく作成するとともに、事前に機構職員の承認を受けること。」

14 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務完了後の精算払いとすること。

なお、支払時期は令和7年4月下旬を見込んでいる。

15 その他

- (1) 上記以外の事項に関して、事業の目的を達成するために受託事業者側が必要と考える提案があれば、積極的に提案を行うこと。
- (2) 機構と十分協議しながら業務を進めること。目安として、月1回程度は進捗状況の確認のため機構側と協議すること。なお、手法（リアル会議、Web会議）についてはその都度協議すること。
- (3) 業務の実施にあたっては各国の法律・慣習などを確認のうえ、適正に履行すること。
- (4) 業務の実施にあたって知り得た秘密を他者に漏らさないこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- (6) 受託事業者が、その責めに帰すべき理由によりこの仕様書に定める事項に違反したとき及び契約期間内に業務を履行する見込みがないと明らかに認められるときは、契約を解除することができる。
- (7) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名、契約種別、契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。